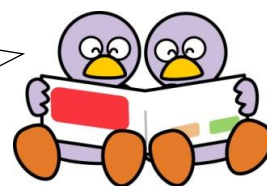


蕨高校の学費に関するお知らせ

3年生

事務室へお問い合わせの多い件についてまとめました。
生徒さんは、必ず保護者の方へ渡してくださいね！



R3. 4. 8 事務室作成

1. 口座振替のお知らせ

令和3年度の授業料等口座振替は以下の予定です。振替日の前日(休日を除く)までに預金口座をご確認いただき、資金不足による振替不能とならないようご注意ください。

振替月	振替日	本校の振替内容	振替額	
			普通科	外国語科
5月期	5/26(水)	諸会費(4、5、6月分)	¥10,143	¥10,143
6月期	6/25(金)	諸会費(7、8、9月分)	¥10,143	¥10,143
7月期	振替なし		¥0	¥0
8月期	8/26(木)	授業料(4、5、6月分)	¥29,700	¥29,700
9月期	9/27(月)	諸会費(10、11、12月分)	¥10,143	¥10,143
10月期	10/26(火)	諸会費(1、2、3月分)	¥10,143	¥10,143
11月期	11/26(金)	授業料(7、8、9月分)	¥29,700	¥29,700
12月期	12/27(月)	授業料(10、11、12月分)	¥29,700	¥29,700
1月期	1/26(水)	授業料(1、2、3月分)	¥29,700	¥29,700
2月期	振替なし		¥0	¥0
3月期	振替なし		¥0	¥0

※高等学校就学支援金の支給が決定した月については、授業料の振替は行いません。

※諸会費の振替額は「振替手数料33円」が加わった金額となっています。

諸会費内訳

	学科	PTA	後援会	空調費	生徒会	学年費	手数料	合計
月額	普通科	250	1,850	600	670	0	—	¥3,370
	外国語科	250	1,850	600	670	0	—	¥3,370
1回あたり (3か月分)	普通科	750	5,550	1,800	2,010	0	33	¥10,143
	外国語科	750	5,550	1,800	2,010	0	33	¥10,143
年額	普通科	3,000	22,200	7,200	8,040	0	132	¥40,572
	外国語科	3,000	22,200	7,200	8,040	0	132	¥40,572

※「学年費」は主に修学旅行や行事の積立金なので、3年生は額が減っています。

2. 学費の種類について

(1) 入学料【埼玉県に納める】

- 本校入学時に1回のみ支払う。金額は5,650円。
- 減免制度あり。「保護者の市民税が非課税」「家計急変」「被災」などの許可条件がある。

(2) 授業料【埼玉県に納める】

- 月額 9,900円 × 12月 = 年額 118,800円
- 年4回に分けて口座振替する。
- 「就学支援金」を申請し、県の審査を経て許可されると、**納入不要**となる。
(保護者ではなく、国から埼玉県へ直接 授業料相当額が支給される。)
- 家計急変などの場合、減免できることもある。

(3) 諸会費【蕨高校に納める】

- 普通科 : 月額 3,370円 × 12月 = 年額 40,440円
- 外国語科 : 月額 3,370円 × 12月 = 年額 40,440円

PTA会費 … PTA(全保護者と職員が会員)の活動に必要な費用
後援会費 … 公費で賄いきれない備品購入・行事補助・施設修繕に必要な費用
空調費 … HRや特別教室など、PTAが設置したクーラーの運転・維持費用
生徒会費 … 部活や委員会など、生徒会(全校生徒が会員)の活動に必要な費用
学年費 … 修学旅行の積立や学年で購入する教材等に必要な費用

- 年4回に分けて口座振替する。
- 諸会費のうち、PTA会費・後援会費・空調費のみ減免制度あり。
減免許可後は、生徒会費と学年費(及び振替手数料)だけの合計額が引き落とされる。
- 学年費については、前年度繰越額が多いため今年度徴収無し。

3. 減免制度について

(1) 就学支援金



支出がなくなる!

- 「就学支援金」とは、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計(両親合算)が304,200円未満の世帯であれば、年額118,800円の授業料を納める必要がなくなる制度です。
- 入学時に申請書とマイナンバーカード(写)を提出して認定された方は基本的に在学中は手続き不要となります。
- 許可になれば授業料引き落としはなくなります。

(2) 減免



支出がなくなる!

- 「減免」とは、年収が非課税相当(両親合算)の世帯など一定の条件を満たせば、入学料、授業料、諸会費の一部(年額32,400円)の納入を免除されるという制度です。ただし、授業料については前項の「就学支援金」制度が優先されて無償となります。
- 毎年申請が必要です。許可前に引き落とされた諸会費は後日返金致します。下記「4 入学料・諸会費の減免申請について」をご参照ください。

(3) 奨学のための給付金



収入が増える!

- 「奨学のための給付金」とは、生活保護または両親とも非課税の世帯であれば、高校生1人あたり年額 32,300円～129,700円を受給できるという制度です。返済も不要です。
- 7～8月頃に該当すると思われる方に、申請に関するご連絡を差し上げる予定です。申請を希望する場合は、申請書類を提出していただきます。

(4) 埼玉県高等学校奨学金



お金を借りられる!

- 「奨学金」とは、住民税 所得割額(両親合算)が県の定める基準額以下の世帯であれば、入学一時金として100,000円、月額奨学金として25,000円を限度に貸与される制度です。前項までの制度とは異なり、**卒業後に返済が必要**なので御留意ください。
- **先生が窓口**となって申請を受け付けています。希望する場合は、担任または奨学金担当の先生へ申し出て、「奨学金申請」書類セットを受け取ってください。
- 埼玉県の奨学金以外にも、「あしなが育英会奨学金」「交通遺児育英会奨学金」等があります。こちらも、詳しくは担任または奨学金担当の先生へお問い合わせください。

4. 諸会費の減免申請について

諸会費(PTA会費・後援会費・空調費)の減免申請について、
下記のとおりご案内申し上げます。なお、生徒会費と学年費は減免の対象ではありません。

1. 対象者

- (1) 保護者の両方とも、令和3年度の市町村民税所得割が非課税相当の者
- (2) 教育長が授業料減免規程で定める「納入が困難な者」(下記①～③のいずれか)に該当する者
 - ① 児童養護施設等に入所している者、または里親に委託されている者
 - ② 保護者が受給している児童扶養手当の額が基準額以上の者
 - ③ 生活保護を受給している世帯に属する者(高等学校就学費(生業扶助)受給者を除く)
- (3) 入学日以前1年以内に保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難な者
- (4) 入学日以前1年以内に保護者が死亡、または長期の傷病にかかったため、納入が困難な者
- (5) 令和2年1月以降に保護者の失職・退職・転職・収入減により家計が急変したため、
納入が困難な者
- (6) 令和3年1月以降に保護者の離別や変更により、無収入または著しく収入が減少したため、
納入が困難な者

2. 申出期限

令和3年6月14日(月)

までに事務室窓口申し出てください。(生徒本人でも保護者の方でも結構です。)

申請書等の書類をお渡しいたします。

なお、ご記入いただいた書類の提出期限は6月25日(金)です。

※ 減免の申請は毎年行う必要があります。

R3年4月現在の制度を基に、
極力わかりやすいよう作りました。
今後、金額や日程の変更があれば、
その都度お知らせします！



このお知らせは、蕨高Webサイトの「事務室より」メニューからも、
カラーで閲覧・印刷できます。



がんばる蕨高生☆応援中!